【神戸市域交通圏（初乗短縮あり）】

令和　　年　　月　　日

近 畿 運 輸 局 長　殿

事業者住所
事 業 者 名
代　表　者

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定届出書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第１６条の４第１項の規定により、ここに届出をいたします。

記

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃を適用する営業区域
注）下記のうち、現に許可を受けている営業区域に〇を付けること。
・神戸市域交通圏（明石市魚住町瀬戸川以西を除く。）

３．設定しようとする運賃額等
注）公示されている公定幅運賃の中から選択し、下記のいずれかに〇を付けること。
なお、初乗距離短縮を行う場合には、車種区分ごとに（短縮）に〇を付けること。

（距離制運賃）
特定大型車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃　　（短縮）
大　型　車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃　　（短縮）
普　通　車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃　　（短縮）

（時間制運賃）
特定大型車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃
大　型　車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃
普　通　車：　上限運賃　Ｂ運賃　Ｃ運賃　Ｄ運賃　Ｅ運賃　Ｆ運賃　下限運賃

４．実施日
令和　　年　　月　　日
注）適用日（令和７年１１月２７日）までに提出する場合は、
原則適用日を記載すること。

（兵庫陸運部受付印）